

通所リハビリサービス料金表(通常規模型)

介護老人保健施設ゆめが丘
令和4年10月改定

月平均利用延べ750人

◆長時間【6時間以上7時間未満】															単位:円(税込)		
要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5			
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本サービス費※	1日	772	1,545	2,317	918	1,837	2,755	1,060	2,119	3,179	1,228	2,457	3,685	1,394	2,787	4,181	
食費(昼食)	1日	780															
1日あたり基本料金	1割	1,680			1,826			1,968			2,136			2,302			
	2割	2,582			2,874			3,156			3,494			3,824			
	3割	3,481			3,919			4,343			4,849			5,345			

◆短時間【2時間以上3時間未満】															単位:円(税込)		
要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5			
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本サービス費※	1日	413	827	1,240	474	949	1,423	537	1,075	1,612	599	1,199	1,798	661	1,323	1,984	
食費(おやつ)	1日	30 (午後のみ)															
1日あたり基本料金	1割	472			533			596			658			720			
	2割	945			1,067			1,193			1,317			1,441			
	3割	1,416			1,599			1,788			1,974			2,160			

※基本サービス費: 通所リハビリで提供される介護サービス費のこと。
一人ひとりの状態に合わせた介護・リハビリテーション計画を立案し、日常生活の自立支援のための機能訓練を提供するサービスにかかる費用。

通所リハビリテーション 加算	負担割合			摘要	
	1割	2割	3割		
入浴介助加算 I ※	円/日	43	87	130	入浴中の利用者の観察・介助を行う場合に算定
中重度者ケア体制加算※	円/回	22	44	65	中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に向けサービスを提供する為、介護職員、看護職員を手厚く配置している場合
移行支援加算※	円/回	13	26	39	リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供した場合
リハビリテーション提供体制加算4 (6時間以上7時間のみ)※	円/日	26	52	78	リハビリ職員の合計数が利用者数が25又はその端数ごとに1の場合
サービス提供体制強化加算 I ※	円/日	24	48	72	介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当すること
短期集中個別リハビリテーション実施加算	円/回	120	239	359	1週間につきおおむね2日以上、1日40分以上のリハビリ実施で算定 退院(所)日又は認定日から1ヶ月を超え、3ヶ月以内にリハビリを集中的に行った方
重度療養管理加算	円/日	109	218	326	要介護3・4・5の方で、手厚い医療の処置等が必要な方
口腔機能向上加算(I)	円/月	163	326	490	口腔機能が低下している方またはそのおそれのある方対象 (3月以内の期間に限り、1月に2回を限度)
送迎減算(片道)	円/日	-51	-102	-153	送迎を行う場合等の事業者が送迎を実施していない場合は減算対象 (サービス費から減算となります)
(新) 科学的介護推進体制加算	円/月	43	87	130	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数		介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数×加算率(4.7%)×地域単価(10.88)×自己負担割合		
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数		介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数×加算率(2.0%)×地域単価(10.88)×自己負担割合		
介護職員ベースアップ等支援加算	所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数		介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数×加算率(1.0%)×地域単価(10.88)×自己負担割合		

※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。

◆横浜市の施設においては、介護保険の給付単位に10.88(地域単価 2級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

予防通所リハビリサービス料金表

介護老人保健施設ゆめが丘
令和4年10月改定

◆短時間【2時間以上3時間未満】		単位:円(税込)					
要介護度		要支援1			要支援2		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費※	1日	2,234	4,467	6,701	4,351	8,702	13,053
基本報酬減算 (1年以上の利用の方対象)	1日	-22	-44	-65	-43	-87	-130
食費(おやつ)	1日	30 (午後のみ)					
1ヶ月あたり 基本料金	1割	2,575			4,787		
	2割	5,148			9,575		
	3割	7,722			14,361		

※基本サービス費: 通所リハビリで提供される介護サービス費のこと。

一人ひとりの状態に合わせた介護・リハビリテーション計画を立案し、日常生活の自立支援のための機能訓練を提供するサービスにかかる費用。

予防通所リハビリテーション 加算	負担割合			摘要	
	1割	2割	3割		
運動器機能向上加算※	円/月	245	490	734	運動器機能の向上を目的として個別的にリハビリテーションを行った方
口腔機能向上加算(Ⅰ)	円/月	163	326	490	口腔機能が低下している方またはそのおそれのある方対象(3月以内の期間に限り、1月に2回を限度)
サービス提供体制強化加算Ⅰ1※	円/月	96	191	287	介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当すること(要支援1のみ算定)
サービス提供体制強化加算Ⅰ2※	円/月	191	383	574	介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当すること(要支援2のみ算定)
(新)科学的介護推進体制加算	円/月	43	87	130	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
事業所評価加算※	円/月	131	261	392	選択的サービスを行う、介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供の観点から、評価対象とする機関において利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定になった場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式:所定単位数×加算率(4.7%)×地域単価(10.88)×自己負担割合	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式:所定単位数×加算率(2.0%)×地域単価(10.88)×自己負担割合	
介護職員ベースアップ等支援加算	所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式:所定単位数×加算率(1.0%)×地域単価(10.88)×自己負担割合	

※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。

◆横浜市の施設においては、介護保険の給付単位に10.88(地域単価2級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。